

移動支援サービス事業 重要事項説明書

当事業所は、「社会生活上必要不可欠な外出」および「社会参加のための外出」を支援する移動支援事業の登録・指定を受けています。



庄内たがわ農業協同組合

〒999-7611 山形県鶴岡市上藤島字備中下3番の1

電話 0235-33-8165

ファックス 0235-33-8166

令和7年4月版

ご利用者に対する移動支援事業の提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	庄内たがわ農業協同組合
主たる事務所の所在地	〒999-7611 山形県鶴岡市上藤島字備中下3番の1
代表者（職名・氏名）	代表理事組合長 海藤 喜久男
設立年月日	平成7年4月3日
電話番号	0235-64-3000（代表）
業務の概要	信用事業・共済事業・生活福祉事業・営農指導事業 販売事業・購買事業 等の業務を行っております。

2. ご利用事業所の概要

・移動支援事業	指定日：平成29年11月15日（鶴岡市） 平成29年11月27日（庄内町）
	所在地：鶴岡市長沼字宮前23番1 電話：0235-33-8165 名称：庄内たがわ農業協同組合（管理者：佐藤祐）

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者の「社会生活上必要不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」を支援する、「移動支援サービス」を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）その他関係法令およびこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、適切なサービスの提供に努めます。

4. 営業日時

	移動支援事業
営業日	月曜日から金曜日まで
営業時間	8：45～17：00
サービス提供時間	7：00～19：00
休日	国民の祝日（振替休日を含む）および年末年始（12月31日～1月4日まで）を除きます。＊休日・時間外の受付については転送電話で対応 ただし、サービス提供については年中無休。

5. 通常の実施地域 鶴岡市、庄内町

移動支援事業

◇職員配置

職 種	常勤	非常勤	職務内容
管理者兼サービス提供責任者	1	0	総括、サービス計画、変更、調整、提供
サービス提供責任者	2	0	サービス計画、変更、調整、提供
介護福祉士	1	2	サービス提供
ホームヘルパー2級課程修了者	0	8	サービス提供

◇サービス概要

買い物など社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。

◇利用料金（別紙参照）

◇キャンセル料

- ①利用予定日の前日17：00までのご連絡・・・無料
- ②利用予定日の前日17：00以降のご連絡・・・予定された基本単位数の単価

◇交通費

通常のサービス提供地域以外の地域についてのみ、実施地域を超えた地点からの交通費（実費相当30円/km）が必要となります（別途見積もり致します）。

◇サービスを行う訪問介護員（ホームヘルパー）

サービス開始時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供致します。

◇訪問介護員の交替

【利用者からの交替申出】

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明確にして、事業者申し出ることが出来ます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員を指名することは出来ません。

【事業者からの訪問介護員の交替】

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。なお、訪問介護員が交替する場合は、ご利用者およびご家族に対して、サービス利用上の不利益が生じないように十分配慮致します。

◇サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定していたサービスが実施できない場合には、サービス内容の変更を行います（時間延長を含む）。この場合は、事業者は変更したサービス内容と時間に応じた利用料金を請求します。

共 通 事 項

◇利用料金の支払い方法について

自己負担分の利用料金がある場合は、月末×切の翌月25日又は27日（ただし、金融機関が休業の場合は翌営業日とする）とし、原則として契約者または利用者名義の当組合等の貯金通帳口座より振替（貯金口座振替依頼書に基づく）させていただきます。他の支払い方法をご希望の場合は、ご相談ください。

◇介護職員の禁止行為

- ご利用者もしくはその他家族等からの金品等の授受。
- 医療行為。
- ご利用者の家族（同居者含む）に対するサービスの提供。
- ご利用者もしくはその家族等に対して行う、宗教活動、政治活動、営利活動。
- 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
- その他迷惑行為。

◇定められた業務以外の禁止

移動支援の提供にあたり、ご利用者に対する事前のサービス計画および業務基準に基づくサービス以外の業務や介護職員として適当でない業務を行うことはできません。

◇事故発生時及び緊急時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合、速やかにご利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

併せて、サービスの提供中、ご利用者様に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じます。

なお、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う事とします。

◇秘密の保持と個人情報の保護について

（１）ご利用者およびそのご家族に関する秘密の保持について

事業者および従業者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者およびそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

（２）個人情報の保護について

事業者は、ご利用者から予め文書で同意を得ない限り、ご利用者の個人情報を用いません。また、ご利用者の家族の個人情報についても 予め文書で同意を得ない限り、ご利用者のご家族の個人情報を用いません。事業者は、ご利用者およびそのご家族に関する個人情報が含まれる 記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

◇虐待防止及び身体拘束の適正化について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 虐待防止に関する責任者 齋藤 直道

- （１） 虐待防止及び身体拘束の適正化に係る研修等を通じて、職員の人権意識の向上や技

術の向上に努めます。

- (2) 訪問介護計画の作成など、適切な支援の実施に努めます。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当事業所は身体拘束等を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。そして、ケア方法の改善や環境整備などの創意工夫を重ねて、身体拘束を解除できるよう、職員一丸となって検討・調整を行います。

◇業務継続計画の作成について（業務継続計画・BCPの作成）

令和6年度介護保険改正により、業務継続計画の作成が義務化となりました。当事業所は業務継続計画を作成しており、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるように、体制を強化しております。

◇感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、職員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

◇苦情相談窓口

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は次のとおりです。遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 0235-33-8165
移動支援事業	管理者兼サービス提供責任者 佐藤 祐
事業所苦情解決責任者	福祉介護課長 齋藤 直道

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	鶴岡市役所福祉課障害福祉係	電話番号 0235-25-2111
	庄内町役場保健福祉課	電話番号 0234-42-0149

◇福祉サービス第三者評価実施状況

項目	内 容
(1) 実施の有無	有 ・ 無
(2) 実施年月日	令和 年 月 日
(3) 実施した評価機関	
(4) 評価結果の開示状況	

私は、事業者より「移動支援事業」の説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所_____

氏名_____ 印

署名代行者（または法定代理人）

住所_____

氏名_____ 印

本人との続柄（ ）

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者住所 鶴岡市長沼字宮前 23 番 1

事業者名 庄内たがわ農業協同組合

説明者・氏名 _____ 印

【別紙 移動支援事業利用料金】

令和6年4月作成

個別支援型 個別支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援を実施した場合

提供 時間	～30分		～1時間		～1時間30分		～2時間	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身 体 介 護 あ り	2,560円	256円	4,040円	404円	5,870円	587円	6,690円	669円
	～2時間30分		～3時間未満		～3時間30分		～3時間30分以上 30分毎に加算	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
	7,540円	754円	8,370円	837円	9,210円	921円	830円	83円
提供 時間	～30分		～45分		～1時間		～1時間15分	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身 体 介 護 な し	1,060円	106円	1,530円	153円	1,970円	197円	2,390円	239円
	～1時間30分		～1時間45分		～2時間		～2時間以上 15分毎に加算	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
	2,750円	275円	3,110円	311円	3,460円	346円	350円	35円